

# 医療機関における産業保健活動を推進するための 体制づくり 7つのポイント



平成 24 年 5 月 31 日

日本産業衛生学会・医療従事者のための産業保健研究会

日本産業衛生学会医療従事者のための産業保健研究会では、医療機関において産業保健活動を推進するために必要な7つの項目を提言しました。医療機関でのリスクは、長時間労働と疲労、患者からの暴力、針刺しや呼吸器感染症などの感染症、腰痛等の筋骨格系障害、放射線、抗がん剤やホルムアルデヒドなどの有害物質へのばく露による健康障害など多岐にわたります。これらの課題を個別に対応しても根本的な解決にはなりません。包括的に、しかも医療従事者の安全と健康を守るという、産業保健活動の視点で取り組むことにより、医療安全の確保、ひいては患者の利益につながることを期待できます。

なお、この7つの項目は産業保健活動という枠組みを日々の病院運営の中に位置づけるための最低限のものであり、すでに先進的な取り組みをされている医療機関の活動を妨げるものではありません。医療機関の管理者や現場の担当者が自身の組織の体制を確認したり、体制づくりをする際に参考にしていいただければ幸いです。

## 1 医療機関の方針

### 管理者や職種のトップが「職員の安全と健康を守る」ことを宣言します。

病院の管理者（院長または理事長）や職種のトップは、職員の安全と健康を守ることが健全な組織運営や医療安全の向上、ひいては患者の利益につながることを方針として示し、それらを支える産業保健活動に継続して取り組むことを宣言します。この宣言を明文化し、定期的に繰り返し伝えることで職員ひとりひとりが認識を高め、組織の文化として浸透します。また職員自身も安全と健康を守る活動に積極的に参画します。

## 2 法令に基づいた人員確保

### 法的に必要な最低限の体制と業務時間を確保します。

労働安全衛生法では 50 人以上の職員がいる場合には産業医と衛生管理者の選任が求められています。また、様々な職種から選出された労働者の代表と経営者で構成された衛生委員会を月に 1 回以上開催し、具体的な対策の検討や実施を審議します。なお、産業医は、院長などの管理者以外の医師から選任します。選任された医師などの活動に必要な時間を確保し、業務負担、報酬についても十分配慮します。

### 3 人材確保と担当者の周知

## 産業保健活動を実施するチームを作り、活動内容を職員に周知させます。

産業保健活動は産業医のみでは実施できません。効率よく産業保健活動を展開するために、看護職や事務職など様々な職種が関わる必要があります。そのチームが具体的な活動ができるよう予算を確保します。また、職員が相談や提案ができる機会を提供するために、産業保健担当者が誰かを周知させます。

### 4 専門家との連携

## 産業保健活動の展開においては適切な助言やアドバイスを得られるよう院内や院外の専門家と連携します。

職員の休職や復職にあたっては主治医との連携が重要です。また、針刺し切創や呼吸器感染対策などは感染管理チームとその役割を分担します。ストレスや暴力対策などは精神科医や心理職と連携します。放射線管理は放射線科医や診療放射線技師と連携します。長時間労働対策等は社会保険労務士などの労務管理の専門家に相談します。必要に応じて労働衛生コンサルタントへの相談も活用します。

職員間のプライバシー保護のため、健診結果や面談記録など情報の管理方針を明らかにします（電子カルテを使用しない、など）。

### 5 活動計画の作成

## 医局会、看護部門など既存の組織と連携します。

既存の医局会や看護部門と連携し、産業医などに必要な情報が集まるようにします。また、臨床研修委員会と研修医の健康管理について定期的に話し合います。現場からの事例も取り上げられるような情報ルートを確保します。

### 6 活動計画の作成

## 衛生委員会で1年間に取り組む産業保健の課題と対策を決めます。

衛生委員会で、針刺し・労災報告、職員ストレス調査、健康診断受診状況、保健所監査、安全週間（7月）、衛生週間（10月）などを盛り込んだ年間計画を策定し、必要に応じて、職員の安全と健康に関する現状に関しての調査を行います。

### 7 教育の提供

## 産業保健に関する教育を定期的に行います。

入職時のオリエンテーションに、産業医と健康管理部門からの教育の時間を設け、産業保健活動について紹介します。また、院内研修会や職員の安全健康に関する講演会（ストレス、針刺し、抗がん剤等）を関連部署と合同で定期的を開催します。

担当：吉田和朗、和田耕治（問い合わせ先：ohhcw-admin@umim.ac.jp）、浜口裕江、吉川徹